

第一種電気工事士免状の交付申請について（認定を受ける場合）

1. 申請対象者

- ・電気主任技術者になった後に電気工作物の工事・維持・運用に5年以上従事し、島根県内に住民票をお持ちの方
- ・高圧電気工事士試験に合格し、電気工事の経験が3年以上の島根県内に住民票をお持ちの方

2. 提出書類等

(1) 電気工事士免状交付申請書（様式1）

- ・電気工事士免状を受ける資格は4に○印を付けてください。

(2) 電気工事士法第4条第3項第2号の認定申請書（様式3）

- ・様式3の記入例を参考に記入してください。

(3) 電気主任技術者免状の交付を受けた方あるいは電気事業主任技術者であることを証明する書類（写し）又は高圧電気工事技術者試験に合格したことを証明する書類（写し）

(4) 実務経験証明書（様式2）

- ・電気主任技術者あるいは電気事業主任技術者としての実務経験を証明・・・記入例②を参照
- ・電気主任技術者あるいは電気事業主任技術者または高圧電気工事技術者として工事経験を実務経験を証明・・・「第一種電気工事士免状の交付申請について（試験合格の場合）」の実務経験証明書の該当する工事経験の記入例を参照
- ・一般用電気工作物の工事での実務経験証明の方は「第二種電気工事士免状」の写しを、500kW未満の自家用電気工作物の工事での実務経験証明の方は「認定電気工事従事者証」の写しを添付してください。

※いずれの場合も実務経験証明書の「職務の内容」欄に資格名と取得日を記載してください。

(5) カラー写真1枚（貼らずに提出）

- ・申請書提出前6か月以内に上半身、無帽、無背景で正面から撮影した縦4cm、横3cmのもので、裏面に氏名を記載してください。

(6) 免状交付手数料（電気工事士免状交付申請書に貼り付けて提出）

- ・6,000円分の島根県収入証紙（収入印紙ではないのでご注意ください）
- ・島根県収入証紙は、島根県庁売店、島根県内の山陰合同銀行及び島根銀行等で販売しています。

(7) 住所等確認書類 ※住基ネット確認を希望しない場合

- ・住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）により申請者の氏名等を確認しますので、原則として提出は不要です。

(8) 免状送付先 ※申請書記入住所と異なる住所へ送付を希望される場合

- ・「郵便番号」「住所」を記載した書類（様式任意）を添付してください。
- ・免状は簡易書留で送付しますので、受取人がいる住所としてください。

2. 提出先（持参または簡易書留でご提出ください）

〒690-0884 松江市南田町125-45 島根電設会館内

島根県電気工事工業組合 (TEL 0852-21-7433 FAX 0852-31-8488)